

学校法人追手門学院におけるステークホルダーからの
ハラスメント防止に関する基本方針

2026 年 7 月 17 日制定

1. 学校法人追手門学院（以下「本学院」という。）は、学生・生徒・児童・園児への教育研究・保育環境の維持及び向上のため、また、教職員に対する安全配慮義務を尽くす見地から、「学院の教育研究・保育環境におけるステークホルダーからのハラスメント」を放置せず、組織として毅然と対処します。
2. 本学院は、ステークホルダーからの各種意見・要望・要求に対しては、理性的に対処することを旨とするとともに、正当な意見・要望・要求については、学院・学校・園運営の重要な改善機会として受け止めます。また、特に学生・生徒・児童・園児に関しては、より良い環境で適正な教育・保育を受けることができるよう、最大限の配慮を行います。しかしながら、本学院において「ステークホルダーからのハラスメント」に該当すると判断した場合、事案に応じて警察や外部専門家（弁護士等）と連携の上、組織として対応いたします。
3. 本学院は、「ステークホルダーからのハラスメント」に関し、対応マニュアル・対応フロー等を整備し、教職員に周知・啓発するほか、相談窓口を設置し、相談に適切に対応するための体制を整備します。
4. 教職員は、自らに対するステークホルダーからの言動が「ステークホルダーからのハラスメント」に該当すると感じた場合や、これらの言動により過度の心理的負荷を感じた場合には、躊躇することなく上長や相談窓口に相談するものとします。
5. 教職員は、部下・同僚の教職員に対するステークホルダーからの言動が「ステークホルダーからのハラスメント」に該当すると感じた場合、「当該教職員を一人で対応させない」ように迅速に支援を行うとともに、所定の対応マニュアル・対応フローに従って迅速に対応するものとします。また、被害を受けた教職員のメンタルヘルスケアにも配慮するものとします。
6. 本学院は、本学院の教職員が、社会通念上許容される範囲を超える言動を行い、身体的・精神的苦痛を与え、就業環境を害することを容認しません。

附 則

この方針は、2026 年 7 月 17 日から施行する。